

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四万十市長 中平 正宏

市町村名 (市町村コード)	四万十市 (39210)
地域名 (地域内農業集落名)	蕨岡地区 (藤、上分、下分、内川、伊才原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月10日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【地域の基礎データ】</p> <p>・中心経営体:32戸(集落営農組織1戸含む) ・主要作物:水稻、施設園芸</p> <p>【地域の課題】</p> <p>(藤)</p> <p>基盤整備済農地と未整備農地が混在する地区であり、水稻栽培を中心として概ね耕作・管理がされている。今後5～10年後は、地域内の経営体で耕作を維持できるが、更にその後を見据えた場合、担い手となる経営体も少なく、高齢化・後継者不足が課題となることが想定される。施設ポンプの老朽化が進んでおり、補修等が必要である。</p> <p>(上分)</p> <p>基盤整備済農地と未整備農地が混在する地区であり、水稻栽培を中心として今のところ概ね耕作・管理がされている。今後5～10年後は、高齢化・後継者不足により耕作困難となる場所が出てくるのが想定される。揚水機の老朽化による改修と排水対策が必要である。</p> <p>(下分)</p> <p>基盤整備済未整備の農地が大部分となっており、水稻栽培、露地・施設園芸が行われている。水稻においては、中心経営体による農地の集積が進んでいる。山間地の農地を除いて荒れている荒廃農地はほとんど無く、畑も概ね耕作されている状態。将来的に基盤整備事業の導入が検討されており、集落営農組織との関わりも含め、農地の集積が課題となる。揚水機の老朽化による改修と排水対策が必要である。</p> <p>(内川)</p> <p>基盤整備済農地と未整備の農地が混在する地区であり、水稻栽培を中心に、露地、施設園芸も行われている。地区の担い手や集落営農組織を中心に耕作・管理がされている。将来的には次世代型ハウスの導入が検討されているが、具体的な段階には至っていない。中心経営体の担い手や集落営農組織、地区外からの雇用等も含め地区の農業の振興を図っていくことが望まれる。排水路の補修が必要である。</p> <p>(伊才原)</p> <p>基盤整備済農地と未整備農地が混在する地区であり、水稻栽培を中心として概ね耕作・管理がされている。今後5年程度は、地域内の経営体で耕作を維持できるが、それ以後は地域内の担い手不足により、山間部を中心に耕作放棄地が増加することが予想されるため、地区外を含めた担い手の確保が喫緊の課題である。狭地直し(基盤整備)や排水整備が必要である。</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・地区内で新規就農者の育成とともに、集落営農組織への集積 ・集落営農組織の後継者の育成 ・他地区の経営体を地域の担い手として位置付け、農地の利用・集積を図る ・農地利用などを推進するためには地区内に新規就農者などを呼び込む必要がある ・主食用米については、収益性の高い「しまんと農法米」の栽培に取り組むとともに、園芸作物の生産に取り組む ・基盤整備事業の導入が検討されている地域もあるため、効率的な農地の利用・集積を図る ・中山間直払で維持・管理を行っている地域は継続する
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	158.49 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	158.49 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備ができている農地は優先的に利用、管理する ・耕作者がおり、今後も利用が可能な農地を優先的に管理する ・耕作継続が厳しい場合は荒廃防止のための保全管理に取り組む
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	
(藤) 地区内では、担い手農家や後継者となる経営体は少なく、今後の農地利用などを推進するためには地区内に新規就農者などを呼び込む必要がある。今後、地区内で新規就農者の育成とともに、他地区の経営体を地域の担い手として位置づけ、農地の利用・集積を図る。	
(上分) 地区内では、担い手農家や後継者となる経営体は少なく、今後の農地利用などを推進するためには地区内に新規就農者などを呼び込む必要がある。今後、地区内で新規就農者の育成とともに、集落営農組織への集積、他地区の経営体を地域の担い手として位置づけることも含めて、農地の利用・集積を図る。	
(下分) 施設園芸の経営体は規模拡大による農地集積が考えられ、水稻においては、一定担い手が存在するため、今後10年程度の農地集積と維持管理は目途がたっている。今後、地域内の中心経営体と体制整備した集落営農組織を中心に農地の集積を図っていく。	
(内川) 水稻については地区内の中心経営体である担い手や集落営農組織に集積を図ることにより5年～10年は営農や農地の維持管理の目途は立っている。露地野菜や施設園芸についても一定担い手は存在する。しかし、更にその後を見据えた場合、地区内での新規就農者の育成や他地区の経営体を地区の担い手として位置付けていくことも含めて農地利用・集積を図っていく。蕨岡地区をPRし呼び込みを行う。	
(伊才原) 地区内では、担い手農家や後継者となる経営体は少なく、今後の農地利用などを推進するためには地区内に新規就農者などを呼び込む必要がある。今後、地区内で新規就農者の育成とともに、集落営農組織への集積、他地区の経営体を地域の担い手として位置づけ、農地の利用・集積を図る。	
(2)農地中間管理機構の活用方針	
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。	
(3)基盤整備事業への取組方針	
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、将来的には、農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
今後も安定的に耕作維持を図るために、中心経営体の担い手や集落営農組織、地区内で確保できない場合には地区外からの雇用等を含め、地区全体で農業振興を図ることが必須となる。専業農家だけでなく、『半農・半X』を検討すべき。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
今後、高齢化や後継者不足のため耕作困難となることが考えられる地区においては、地区内外の中心経営体である認定農業者や担い手・集落営農組織等への農作業委託を積極的に進めていき、安定的な耕作維持につなげていく。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ③ドローンによる共同防除の実施。
- ⑩新規・特産化作物の導入方針
米については、主食用米と飼料用米を中心に栽培し、主食用米については収益性の高い「しまんと農法米」の栽培に取り組むとともに、園芸作物の生産に取り組む。
- ⑩災害対策への取組方針
関係機関からの情報提供を受け、被害軽減に努める。